

Family Life

Column

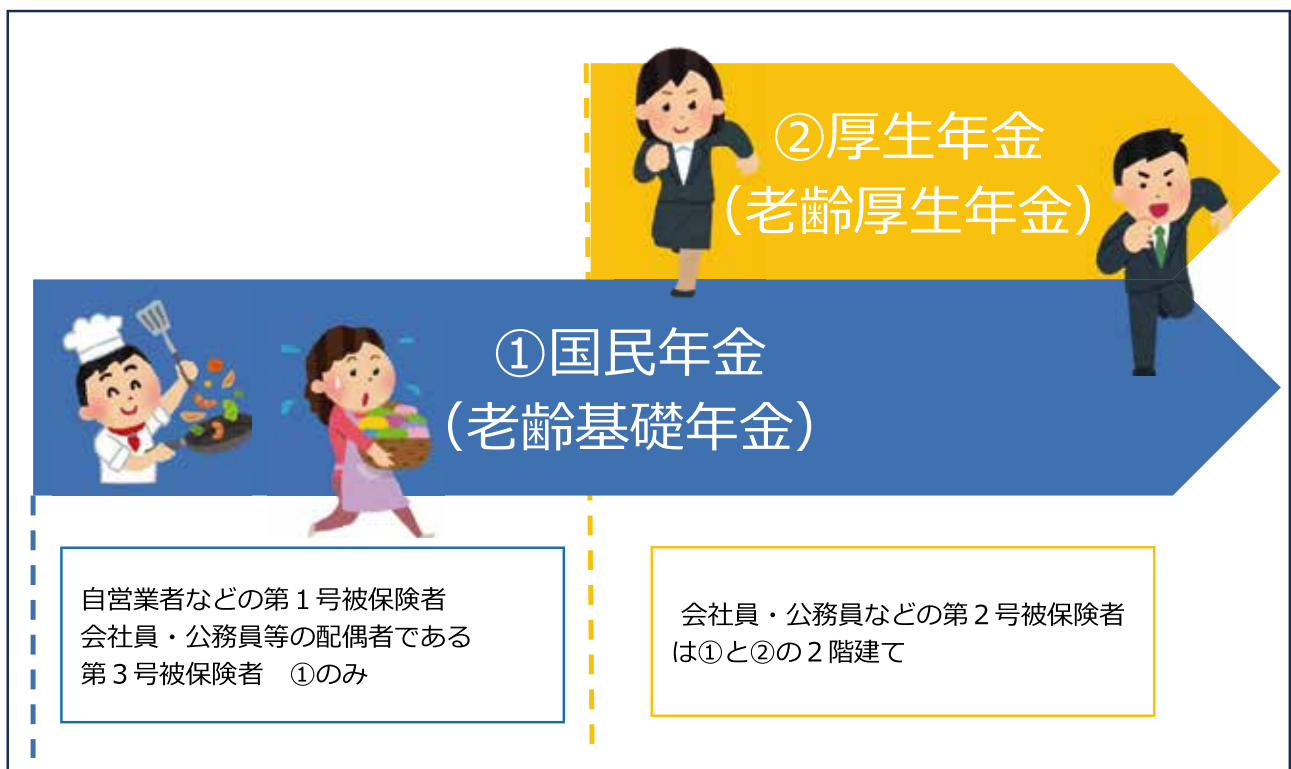
Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の お金の話 Part.67 【後編】 「知らないでは済まされない年金の話」

■講師 おおつき先生
株式会社MID代表取締役
ライフコンサルティング
Life Insurance



“老齢年金”は国民年金・厚生年金に加入されている方で、**保険料納付済み期間と保険料免除期間など合算した受給資格期間が10年以上（平成29年以前は25年でした）**ある場合に65歳から本人に支払われます。



会社員や公務員などの第2号被保険者が“2階建て”の年金であるのに対し、自営業などの第1号被保険者は老齢基礎年金のみなので、厚生年金に替わる「2階部分」として、「**付加年金**」や「**国民年金基金**」などを活用することを考えましょう。

【付加年金】

国民年金の保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納付すると、毎年の老齢基礎年金に「200円 × 付加保険料納付月数」の付加年金が上乗せされるしくみです。

例えば20年間（240ヵ月）付加年金を納めた場合。400円 × 240ヵ月でトータル96,000円の付加年金保険料を支払うことになり、受け取る付加年金は200円 × 240ヵ月で48,000円（年額）となります。

この48,000円の付加年金は生涯にわたって受給できるため、2年以上受給すれば支払った付加年金保険料を上回るようになります。

【国民年金基金】

国民年金基金は、付加年金と同様に老齢基礎年金に上乗せして受給できます。掛け金は年齢と加入するプランによって決まり、受け取る年金額はプランごとに一律となっています。一生涯年金を受給できる終身年金と、10年・15年と受給期間が決まっている確定年金があり、それらを組み合わせてプランを組みます。また、掛け金は全額所得から控除することができ、税金の負担を減らすこともできます。（ただし掛け金の上限は個人型確定拠出年金（iDeCo）とあわせて月額 68,000 円まで）

ただし、付加年金と国民年金基金はどちらか一方しか活用できません。

【加給年金】

案外ご存じない方がおられるのが“加給年金”です。

加給年金とは、厚生年金の被保険者が 65 歳に達した際、配偶者や子どもなどを扶養している場合に、それまでの収入に対する目減り分を老齢厚生年金に追加するかたちで支給される年金です。

ただし、配偶者や子どもを扶養している場合は必ず受け取れるわけではなく、一定の条件を満たす必要があります。

また、加給年金は厚生年金の仕組みに基づいているため、受給対象は主に厚生年金の受給資格がある会社員や公務員となります。

公的年金には国民年金（基礎年金）と厚生年金の 2 つの種類があり、企業の従業員や公務員はこれらの制度、すなわち国民年金と厚生年金に加入します。自営業者やフリーランスなどで厚生年金への加入資格がない人でも、過去の厚生年金加入期間が条件を満たす場合には加給年金の対象となります。

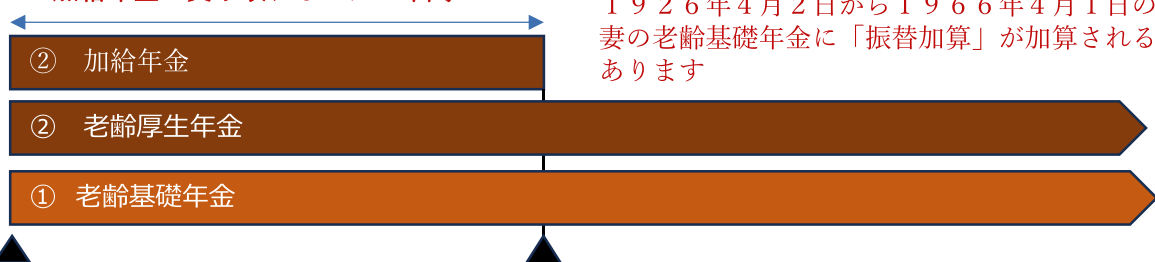
対象者	受給要件	加給年金額
配偶者	・ 65 歳未満である事 ・ 障害年金や加入期間 20 年以上の老齢厚生年金を受給していないこと	234,800 円+受給権者の生年月日に応じた特別加算額
子（1 人目・2 人目）		各 234,800 円
子（3 人目以降）		各 78,300 円

夫の老齢年金支給イメージ ① 夫が妻より 3 歳年上の場合

夫（65 歳）会社員・公務員（第 2 号被保険者）
受給資格期間（10 年以上）を満たした方
妻（62 歳）専業主婦

① 老齢基礎年金+②老齢厚生年金が支給されます

加給年金が受け取れるのは 3 年間*2



*2 妻が 65 歳に到達した後は、雫間の生年月日が 1926 年 4 月 2 日から 1966 年 4 月 1 日の場合、妻の老齢基礎年金に「振替加算」が加算される場合があります

（夫） 65 歳 （妻） 62 歳

夫の老齢年金支給イメージ ②

夫と妻が同年齢の場合

夫（65歳） 会社員・公務員（第2号被保険者）
受給資格期間（10年以上）を満たした方
妻（65歳） 専業主婦

① 老齢基礎年金+②老齢厚生年金が支給されます

加給年金は65歳から受給開始となりますが、妻も65歳のため受給できません。

* 妻の生年月日が1926年4月2日から1966年4月1日の間の場合、妻の老齢基礎年金に「振替加算」が加算される場合があります。

② 老齢厚生年金

① 老齢基礎年金

(夫) 65歳 (妻) 65歳

夫の老齢年金支給イメージ ③

夫（65歳） 自営業（第1号被保険者）
受給資格期間（10年以上）を満たした方
妻 専業主婦

② 老齢基礎年金支給されます

② 老齢基礎年金

(夫) 65歳

【老齢基礎年金の支給イメージ①～③について】

* これらの図は一般的な至急のイメージを示しています。

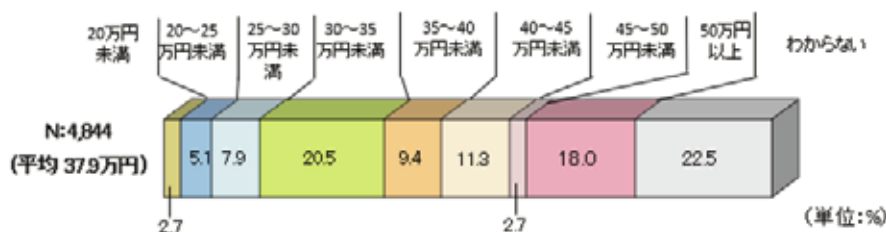
* 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給開始年齢は、原則65歳からですが、繰上げ需給や繰り下げ需給も可能です。

* 支給イメージ①・②について、1961年4月1日以前に生まれた男性、1966年4月1日以前に生まれた女性は、60歳から65歳の期間に特別支給の老齢厚生年金が支給されます（支給開始年齢は、生年月日と性別に応じて異なります）。

ゆとりある老後の生活費

生命保険文化センターが行った調査によると、夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えるゆとりのある日常生活費は月額で平均37.9万円となっています。

<生命保険文化センター「生活保障に関する調査」／2022（令和4）年度>



老齢年金が月額で22.3万円*1とすると、毎月15.6万円も不足することとなり、これが老後2000万円問題と言われる所以です。

将来の資金調達は一朝一夕にはいきません。

貯蓄も投資も「長期・積立・分散」が基本です。ぜひご準備されてはいかがでしょうか。



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1 日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>